

- ① 室内機のフィルター清掃
- ② 室内機の熱交換器フィン、ドレンパン、ドレンポンプ、ドレンホース及びドレン配管の洗浄
- ③ 室外機の熱交換器フィルの洗浄

2 自動更新されない最終年の契約で、かつ有効期間中に前項または【別記】第6条5項の業務が実施されない場合、当社所定の簡易な点検を実施する。

3 点検整備業務の実施は、当社所定のメンテナンスインスタンパルに基づくため、有効期間中に実施しない場合がある。

4 自立運転用バッテリー搭載機器の場合は、当社の定めた交換間隔での自立運転用バッテリー本体交換を行う。(故障修理業務)

第4条 当社は、本メンテナンスサービスの内、「故障修理業務」として、本設備の故障発生時の修理を行う。但し、次の業務は、故障修理業務の対象外とする。

- ① 施工に起因する故障の修理
- ② お客さまの不注意、故意または不適当な取扱いによって生じた故障の修理
- ③ 室内機のフィルター、熱交換器フィン、ドレンパン、ドレンポンプ、ドレンホース、ドレン配管及び室外機の熱交換器フィンの汚れや詰まりによって生じた故障の修理
- ④ 音、振動、臭気、塗装の変色、錆等の軽微な損傷等、空調機能に影響がない故障の修理(遠隔監視業務)

第5条 当社は、本メンテナンスサービスの内、「遠隔監視業務」として、通信回線を通じた対象機器運転データの定期的な受信、異常発報時の異常内容の確認、その際、必要に応じて『エネシンプォオサービs申込書』記載の連絡先への電話連絡を行う。但し、異常発報した室内機の設置場所をあらかじめ特定することはしない。

2 遠隔監視業務にかかる当社所有のモバイル端末の設置撤去費用及び通信費用は、当社が負担する。

(各種メンテナンスオプションサービス)

第6条 メンテナンスオプションサービス (有償) は、次項以下に定める各種サービスから自由に組み合わせが可能で、サービスの有無についてはエネシンプォオサービs申込書のメンテナンスオプション欄に記載いたします。

- 室内機フィルター清掃サービス
 - 当社が、契約対象の全ての室内機のフィルターを、『エネシンプォオサービs申込書』記載の実施月に清掃する。
 - 実施月は、原則として、4月、5月、6月、10月、11月、12月の中から、年一回以上お選びいただく。
 - 本メンテナンスオプションサービス対象の室内機は、天井カセット形、天井吊形、壁掛形、ダクト形、ヒルトインタイプまたは床置形とし、対象のフィルターは中性系・高性能フィルターを除く標準タイプとする。
 - 高所作業等に関わる費用は、お客さま負担とする。
- シーズン前点検サービス
 - 当社が、お客さまにご選択いただいた機器について、年に二回、当社所定のシーズン前点検を行う。
 - シーズン前点検の時期は4月から6月及び10月から12月とし、その時期に一回ザンシーズン前点検を行う。
- フロン類漏えい点検サービス
 - 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成27年4月1日施行）」(以下、「**プロン法**」という。)において管理者に課せられる「定期点検」の要件に従い、点検を実施する。
 - 本メンテナンスオプションサービスには、フロン法において管理者に課せられる「簡易点検」の実施は含まれない。
 - 本メンテナンスオプションサービスには、フロン法に規定される事業所管大臣への報告書類及び管理者の保存用記録の作成、並びに情報処理センターへの報告は含まれない。
 - 本メンテナンスオプションサービスにおける点検時期は、フロン法の規定に抵触しない範囲において、別途当社が指定する時期とする。
 - 本メンテナンスオプションサービスの適用対象は、メンテナンスサービスの対象機器のうち、フロン法適用対象となる、エンジンの定格出力7.5kW以上の機種とする。

- 毎年点検サービス

【別記】第3条1項の点検に加えて、毎年一回、『エネシンプォオサービs申込書』記載の点検希望月に、当社が当社所定の簡易な点検を実施する。
- グリーン・ヘルプ・スマート
 - 室外機単位で自動的に省エネ運転を行う。
 - 本メンテナンスオプションサービスの適用対象は、メンテナンスサービスの対象機器のうち、エグゼート機種(ただし、冷暖同時タイプ、チラータイプ、電源自立機能付きタイプを除く。)及びスマートマルチとする。
- 写真撮影サービス

① 当社が、【別記】第3条に定める点検整備業務を実施する際に、契約対象の室外機の写真を撮影し、当該点検作業実施後にお客さまに提出します。

② 撮影、提出する写真の枚数は、一度の点検整備業務につき、室外機1台あたり12枚までとします。13枚以上の撮影、提出を希望される場合は、別途有償とします。(補修部品)

第7条 当社は、本メンテナンスサービスで、補修部品の保有期限超過後の欠品等により、リビルト(再生)部品またはリユース (再使用) 部品を使用する場合がある。(契約運転時間)

第8条 「契約運転時間」とは、一般GHP及びスマートマルチの故障修理に伴う部品・部材費用が保証される期間のことを言い、この場合の運転時間とは、室外機の試運転から起算した累積の運転時間を言う。

2 契約運転時間は、エネシンプォオサービs申込書の対象設備リスト及び料金欄の備考に記載のものを適用するものとする。なお、一般GHPに関しては、契約運転時間を1.5万時間、3.0万時間または5.0万時間の中からお客さまが選ぶことができる。

3 契約運転時間は、本メンテナンスサービスの期間中に変更できないものとする。

4 お客さまは、本メンテナンスサービス開始月の3ヵ月前までに当社に申し出ることにより、契約運転時間を変更できる。この場合、新たな契約運転時間に応じてサービス開始月より料金が変更される。(メンテナンスに関わる費用等)

第9条 次の費用は、エネシンプォオサービs料金には含まれない。

- ① 各種メンテナンスオプションサービス費用
- ② 契約運転時間超過後に発生した故障修理に伴う部品・部材費用
- ③ 労働安全衛生関連法及び社内規則に従い高所作業の危険を回避するために追加で要する費用

- エンジン、コンプレッサー等の重荷物搬入に要する費用
- お客さまによってモバイル端末に破損等が発生した場合の代替機の本体費用、設置・接続工事等に要する費用
- 【別記】第3条から第6条に定める業務の他に、お客さまの依頼で行う作業に要する費用
- 使用ガス種変更のために要する費用
- 当社営業時間外の作業を行う場合の割増し料金 (この場合の営業時間は、午前9時から午後7時までとし、日曜、祝祭日及び1月2日、同3日を除く)

(再委託)

第10条 当社は、当社が承認した者に業務を委託することができます。

以上

- ① アカウントを第三者へ譲渡、貸与、または使用させる等の行為
- ② 第三者のアカウントの不正使用
- ③ 本サービスのシステムに権限なくアクセスする等、不正なアクセスを試みる行為
- ④ その他当社が不当と判断する行為

4 お客さまが本サービスを利用するにあたって入力したアカウントが登録されたものと一致することを当社が所定の方法により確認した場合、当社はお客さまによる利用があったものとみなし、これらが譲渡、貸与、忘失、盗用等によりお客さま以外のものが利用している場合であっても、これにより発生した損害については当社は一切の責任を負わない。

5 お客さまは、自らのアカウントが第三者によって不正に使用されている、またその恐れがあると思われる理由、ただちにその旨を当社へ届け出ると共に、当社の指示に従う。

6 当社が認める場合 (商号変更、合併・会社分割等による承継) による場合を除き、お客さまが契約名義の変更を行った場合、当社は何らの通知・催告なくお客さまのアカウントの使用停止または抹消の措置をとることができる。

7 お客さまが次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、当社は何らの通知・催告なくお客さまのアカウントの使用停止または抹消の措置を取ることができる。

- ① 当社に対して虚偽の情報提供をした場合
- ② 本契約で定める事項に違反した場合
- ③ 法令に違反する行為をした、もしくはその恐れがある場合
- ④ その他当社が不当と判断する場合

8 本契約の終了時、当社は何らの通知・催告なくお客さまのアカウントを抹消する。

(反社会的勢力との関係排除)

第14条 お客さま及び当社は、本契約締結時及び将来にわたり、自己、自己の役員若しくは自己の重要な使用人 (以下、「自己等」という。) 又は経営を実質的に支配する者が、暴力団関係者その他反社会的勢力 (以下、「反社会的勢力」という。) でないこと、自己等が反社会的勢力の威力等を利用して、反社会的勢力に対して資金を提供する等その維持運営に協力等しないこと (ただし、法令により取引が義務付けられているものは除く)、及び法的な責任を超えた不当な要求行為等 (準ずるものを含む) をしないことを表明保証する。

- お客さま又は当社は、事業に関連して契約する自己の下請又は再委託先業者 (数次にわたるときはその全てを含む。以下、「下請等」という。))が前項に反しないことを確約し、違反が判明した場合は、下請等との契約を解除し又はそのための措置をとる。
- お客さま又は当社は、相手方が前二項に反した場合は、本契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、第1項についての解除は、何らの催告を要しない。
- お客さま又は当社は、相手方が本条に反したことにより損害を被った場合は、相手方に対し、当該損害について本契約に基づく損害賠償を請求でき、被解除者が本契約の解除により損害を被ったとしても、解除者はこれによる一切の損害賠償を要しない。(権利義務の譲渡禁止)
- 第15条 お客さま及び当社は、相手方の書面による事前承諾なく、本契約の権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。(協議事項及び合意管轄)

第16条 本契約の各条項の解釈について疑義が生じた場合、又は本契約に定めなき事項が生じた場合は、お客さま、当社が誠意をもって協議の上、解決を図る。

2 本契約に生じたお客さまと当社の紛争については、東京地方裁判所 (本庁) を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。(特約条項)

第17条 お客さまが、第6条第1項の有効期間満了前に、本施設を需要場所とした当社とのガス需給契約が解約されたこと (『エネシンプォオサービs申込書』に定めるお申込者と解約されたガスの契約者が異なる場合も含む) を当社が確認した場合、次回請求時より、本料金をエネシンプォオサービs申込書の「ガス需給契約解約時サービス料金」に定める金額に変更するものとする。

2 本契約内容において、本約款と異なる事項を定めた時は、『エネシンプォオサービs申込書』に記載の定めを優先する。

3 お客さまは、オプションの追加等、『エネシンプォオサービs申込書』に記載の内容を変更する必要が生じた場合、当社所定の書式を提出し、当社が承諾することで変更することができるものとする。なおこの場合、変更の効力は、当社が承諾したときに生じるものとする。

(約款の変更)

第18条 当社は、本サービスの運営上必要と判断した場合、お客さまの了承を得ることなく、本約款を変更することがある。この場合、変更された約款は、当社所定の方法によってお客さまに通知する。

【別記】メンテナンスサービス内容

(メンテナンスサービスの種類)

第1条 本メンテナンスサービスは、点検整備、故障修理、遠隔監視及びメンテナンスオプションサービスで構成される。

(本メンテナンスサービスの対象となる機器の範囲)

第2条 本メンテナンスサービスの対象となる機器の詳細な範囲は、本設備の室外機本体及びそれに接続されている室内機本体、標準リモコン、自立ボックス、ならびに遠隔監視アダプターとする。

2 次の項目は、メンテナンスサービスの範囲外とする。

- ① 配管、配線及びダクト等
- ② ガスヒーポンチラーに接続された室内機
- ③ 室内機に接続されたエアハンドリングユニット
- ④ 次に例示される受電データ取り出しに必要な設備 (当社の指定する仕様、方法、日時に限り、1回分の交換費用は無償)
 - ・パルス検出用C T
 - ・パルス検出器
 - ・エコパワーメーター
- ⑤ 次に例示されるメーカー指定オプション品

- ・ドレンアップキット (外付けまたは天井吊形設置品)
- ・フィルター清掃機能付きパネル (専用リモコンを含む)
- ・加温器及びエレメント
- ・拡張アダプター
- ・集中リモコン (複数室内機の個別制御が可能なもの)
- ・風向変更板
- ・料金按分システム
- ・室外機熱交換器冷却補助装置 (スカイエネカット、エコクーリングマット等)
- ・高性能・中性性フィルター
- ・室外機排気延長キット及び排気筒
- ・電気集塵機・エレメント (室内機の脱臭ユニットを含む)
- ・吸気カバー (室外機)
- ・空気清浄ユニット・エレメント
- ・自動昇降パネル及び自動昇降装置 (モータ、専用リモコンを含む)
- ・自立切替盤
- ・自立用リモコン

- ⑥ 当社所定の期限を超過した室内機及び標準リモコン
- ⑦ 当社の承認を得ずに移設または増設された機器
- ⑧ 当社の承認を得ずに改造され、または当社指定外の部品・部材等が使用された機器
- ⑨ 電源切替機能を有する設備及びその二次側に接続された機器のうち室内機と標準リモコンを除く機器
- ⑩ 次に例示される制御に必要な設備

- ・ON・OFF制御アダプター
- ・外部制御アダプター (点検整備業務)

第3条 当社は、本メンテナンスサービスの内、「点検整備業務」として、本設備についての定期的な点検、調整及び部品交換等を行う。但し、次の業務は、点検整備業務の対象外とする。

- な場合
- ③ 地震、落雷、台風、噴火、洪水、津波、大雪等の天災や、火災、停電、異常電圧、戦争、動乱、騒乱、労働争議等の不可抗力により、本サービスの実施が困難な場合

- ④ 本設備について、差押え、仮処分、競売等の申し立てがあった場合
- ⑤ 当社との遠隔監視サーバー、通信回線、遠隔監視アダプターまたはモバイル端末の異常、故障 (ハードウェア、ソフトウェアの双方の異常、故障を含む。)、本設備のメンテナンスや故障対応等の事由により、自動制御、遠隔監視が不可能な場合
- ⑥ 本設備が当社の責によらずして滅失毀損し、本サービスの遂行が不可能な場合
- ⑦ お客さまから第9条の協力が得られない場合
- ⑧ エネシンプォオサービs申込書記載の内容が事実と異なる場合
- ⑨ その他、当社の責に帰すべき事由により本サービスが履行できない場合 (本サービスの実施に対する協力)

第9条 お客さまは、本サービスが安全かつ円滑に行われるように、当社に次の通り協力する。

- ① お客さまは、取扱い説明書その他当社の指示に従って、本設備を使用する。
- ② お客さまは、当社が本サービスの実施のために必要なデータを計測、取得することをあらかじめ承諾する。
- ③ お客さまは、本サービスの実施に要する電気、ガス、水道、その他ユーティリティ費用を負担する。
- ④ 本サービスの運転実績開示のためのパソコン、パソコン電源、インターネット接続環境は、お客さまが用意する。
- ⑤ お客さまは、本サービスの実施及び当社所有のモバイル端末の設置、維持管理、撤去のために、当社または当社の代理人が、お客さまの敷地内、建物内に立ち入ることをあらかじめ承諾する。
- ⑥ お客さまは、当社または当社の代理人が本設備の設置場所まで安全に到達でき、同設置場所にて安全な作業ができるよう、安全環境を整備する。
- ⑦ お客さまは、当社が本設備の更新又は修理作業を行う際には、本サービスの提供を一時中止することをあらかじめ承諾する。
- ⑧ お客さまは、本設備の使用中止や移設、撤去を希望する場合は、必ず当社へ事前に通知する。また、エネシンプォオサービs申込書に記載の連絡先や本設備の所有者が変更となる場合も、当社へ事前に通知する。
- ⑨ お客さまは、本設備の自動制御に関わる事項の変更 (電気使用設備の新設・使用中止・撤去、ガス需給契約内容の変更など) がある場合には、当社へ事前に通知する。
- ⑩ お客さまは、当社所有のモバイル端末を善良な管理者の注意をもって管理し、モバイル端末に損傷または異常が生じた場合には、直ちに当社へ連絡する。
- ⑪ お客さまは、本契約終了後は、当社所有のモバイル端末の速やかな撤去に協力する。
- ⑫ お客さまが第三者に本施設を管理させる場合、お客さまの責任で当社が第三者から協力を得られるようとする。
- ⑬ お客さまは、本設備の内容に変更があった場合は、必ず当社へ事前に通知し、お客さまと当社の協議の上で契約の内容を変更する。

(損害賠償)

第10条 当社の責に帰すべき事由により、本サービスに起因してお客さまが損害を被った場合、当社は本料金1年分を上限とし、本料金を割り引く方法によって、当該損害を補償するものとする。ただし、当社は、発生した損害のうち、営業補償等の二次損害についての補償はしないものとする。

2 お客さまが本料金、その他本契約に基づく当社に対する債務の支払いを遅延した際は、お客さまは当社に対し、支払い済みに至るまで14.6％の遅延損害金を支払うものとする。

また、その他お客さまの責に帰すべき事由により、当社に損害が発生した場合は、お客さまはこの当社の損害を補償する。ただし、お客さまは、発生した損害のうち、営業補償等の二次損害についての補償はしないものとする。

(秘密保持)

第11条 お客さま及び当社は、本契約の履行に関連して知り得た相手方が秘密として明示した業務上、技術上その他の秘密 (以下、「秘密情報」といい、媒体の如何を問わない) を、事由の如何を問わず本契約の有効期間中のみならず終了後であっても、相手方の書面による事前承諾なくして、本業務の遂行のために知る必要がある最小限度の自己の役員及び従業員 (以下、これらを総称して「従業員等」という。) を除く第三者に対し、開示・提供し、又は漏洩してはならない。ただし、次の各号に定めるものは、秘密情報から除外する。

- ① 相手方から開示・提供を受けた時に、既に公知であることを立証できるもの
- ② 相手方から開示・提供を受けた時に、既に適法に所有していることを立証できるもの
- ③ 相手方から開示・提供を受けた後に、自己の責に帰すべからざる事由により公知となったことを立証できるもの
- ④ 相手方から開示・提供を受けた後に、第三者から守秘義務を負わずに適法に入手したことを立証できるもの
- ⑤ 相手方の秘密情報とは関係なく、独自に開発したことを立証できるもの

2 前項の定めにかかわらず、お客さま又は当社が、国内の法令 (金融情報取引所規則を含む。) に基づき、行政、司法機関またはこれらの委託機関等 (以下、併せて「機関等」という。) から、秘密情報の開示命令ないし要請 (以下、併せて「命令等」という。) を受領した場合、相手方に対して当該命令等があった旨を法令上可能な限り書面で通知し、開示する秘密情報について秘密としての取扱いが受けられるよう合理的な努力を行ったうえで、当該機関等に対して開示が要求されている部分についてののみ開示することができる。

3 お客さま及び当社は、第1項に従い、従業員等又は相手方の事前の書面による承諾を得た第三者に秘密情報を開示する場合、当該従業員等又は第三者に対して、当該情報が秘密情報である旨を告知した上で、本契約に定める義務と同等の秘密保持義務を課すものとし、その義務の履行について一切の責任を負う。

4 お客さま又は当社は、本条の定め違反して秘密情報を開示・提供し、又は漏洩したことにより損害が発生した場合、相手方に対し損害賠償をしなければならない。

(契約の解除)

第12条 お客さま及び当社は、有効期間満了日の3ヶ月前までに相手方に対し書面により通知することにより、本契約を解除することができる。

2 お客さま及び当社は、相手方が次の事項に該当する場合は、催告その他何らの手続を要することなく、ただちに本契約を解除することができる、解除した当事者は、これにより損害が生じた場合、当該損害の賠償を相手方に対し請求することができる。

- ① 本契約の各条項のいずれかに違反し、相当の期間において催告を受けたにも関わらずこれを是正しないとき
- ② 支払停止若しくは支払不能の状態に陥ったとき、又は手形交換所から警告若しくは不渡り処分を受けたとき
- ③ 信用資力の著しい低下があったとき、これに影響を及ぼす事業上の重要な変更があったとき、又はその他財産状態が悪化し、若しくはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき
- ④ 第三者から差押、仮差押、仮処分、その他強制執行若しくは競売の申立て、又は租税滞納処分を受けたとき
- ⑤ 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始、特定調停手続若しくはこれらに準ずる裁判外紛争解決手続の申立を受け、又は自ら申立をしたとき
- ⑥ 解散、自らが消滅会社となる合併若しくは会社分割の決議をしたとき
- ⑦ その他本契約を継続し難い重大な背信行為を行ったとき

3 前項各号の一つにでも該当した場合は、本契約を解除された相手方は、期限の利益を喪失し、本契約に基づく債務を直ちに履行しなければならない。

4 本条に基づき本契約が解除された場合の本料金の精算については、第7条第4項及び第5項の定めを準用する。

第13条 当社は、本契約の成立後にお客さまに対し本サービスを利用するために必要なログインID及びパスワード (以下、「アカウント」という。) を当社所定の方法より付与する。お客さまはアカウント受領後、自らの責任において速やかにパスワードを変更する。

2 お客さまは、自らのアカウントをお客さまの責任において管理する。

3 お客さまは、次の各号に定める行為を一切行ってはならない。

エネシンプォオサービs約款

お客さまと東京ガス株式会社 (以下、「当社」という。)、お客さまの使用する第2条記載の対象設備 (以下、「本設備」という。) において、第3条記載のエネシンプォオサービs (以下、「本サービス」という。)) の提供に関し、次の通り契約 (以下、「本契約」という。)) を締結する。(目的)

第1条 本契約は、お客さまが当社に対し、本設備の特性を最大限生かした運転及び正常な稼働を維持するため、本サービスを申込み、当社がこれを提供する場合に適用する条件を定めることをその目的とする。(対象設備)

第2条 対象設備は『エネシンプォオサービs申込書』の「対象設備リストおよび料金欄」に記載の設備とする。なお、遠隔監視アダプターが設置・接続されていない、もしくは設置・接続されていても通信ができない状態にある機器は、本サービスの対象外とする (一遠隔監視アダプターに接続できる室外機は各室外機メーカーが定める最大数を上限とし、且つ同一サービス番号の室外機にのみ接続できるものとする。これを超えて接続された場合も本サービスの対象外とする。)(サービスの内容及び範囲)

第3条 本サービスは、本設備に対する自動制御及びメンテナンス、運転実績の開示に関するものであり、その範囲は以下の通りとする。

- 自動制御

当社は、取得したデータに基づき、エネルギーコストの低減等を目的とし、リアルタイムで建物電力デマンドを監視しながら本設備を自動制御する。自動制御にあたっては電力デマンドに加えて、機器特性、電力・ガス単価等も一定程度加味する。ただし、その効果を保証するものではない。

自動制御の対象は、本設備のうち、『エネシンプォオサービs申込書』記載の「対象設備リストおよび料金欄」のサービス内容に“自動制御”と記載されたものに限る。

② メンテナンス
当社は、別記「メンテナンスサービス内容」に示す保守、点検サービス (以下、「本メンテナンスサービス」という。) を提供する。

契約運転時間、各種メンテナンスオプションサービスの取り扱いについては、『エネシンプォオサービs申込書』の「メンテナンスオプション」欄と「対象設備リストおよび料金」欄記載の内容に従うものとする。

- 運転実績の開示

当社は、当社が提供するウェブサービス上のお客さま専用サイトにおいて本設備運転実績等を開示する。

本運転実績の開示の対象は、『エネシンプォオサービs申込書』記載の「対象設備リストおよび料金欄」のサービス内容に“運転実績の開示”と記載されたものに限る。

2 『エネシンプォオサービs申込書』の「契約内容」欄に記載のオプションサービス (有償) を、前項のサービスに付加するものとする。

(設定)

第4条 お客さまは、『制御値設定・変更申込書』に必要事項を記載し、当社に本サービスの設定依頼を行う。

2 制御値については、お客さまと当社同意の値を記載するものとする。

(本サービスの開始)

第5条 本サービス開始日は、『エネシンプォオサービs申込書』記載の本サービス開始日とする。

ただし、第3条記載の本サービスのうち①自動制御、②メンテナンスの遠隔監視業務及びグリーン・ヘルプ・スマート、③運転実績の開示については、当社は、お客さまより『エネシンプォオサービs申込書』を受領した後、専用サーバーでの設定を行い、設定完了次第、開始します。(契約の有効期間)

第6条 本契約の有効期間の開始日は、『エネシンプォオサービs申込書』の受領日とする。本契約の有効期間の終了日は、本サービス開始日の前日から起算してエネシンプォオサービs申込書記載のサービス契約年数が経過した日の属する月の末日とする。

(例) ・本サービス開始日が「1月1日」の場合→12月31日
・本サービス開始日が「1月2日」の場合→1月31日

2 有効期間の満了の3ヶ月前までにお客さま又は当社から書面で別段の意思表示がない場合は、当該契約をさらに1年間延長するものとし、有効期間中にいづれかの室外機が試運転日から15年を迎えた場合は、本契約は自動更新されない。有効期間経過後の取り扱いについては、別途協議とする。

3 お客さまの都合により第1項の有効期間内に本サービスの全部又は一部の継続が不可能となる場合には、お客さまは当社に対して、本サービスの停止を希望する日の3ヵ月前までにサービス停止日を通知し、当社は本サービスの提供をお客さまの通知したサービス停止日に終了するものとする (ただし、当社の都合により、お客さまの通知した日にサービスを終了できない場合は、お客さま及び当社は別途サービス停止日を協議する。)。なお、この場合の本サービス料金の取扱いは第7条第4項及び第5項によるものとする。(料金)

第7条 お客さまは、本サービスの対価として、エネシンプォオサービs料金 (以下、「本料金」と言う。) を年1回支払うものとする。

本契約締結後、当社が料金を請求する月の翌月末日までに、エネシンプォオサービs申込書記載の本料金を当社指定の銀行口座に振込む方法により支払う。振込手数料は、お客さまが負担する。

なお、エネシンプォオサービs申込書の対象設備設置場所に定める施設 (以下、「本施設」という。) を需要場所とした当社とのガス需給契約の解約が当社が確認した場合は、第17条第1項の内容に従うものとする。

2 当社は、次の時期にお客さまに本サービス開始日より1年分の本料金を請求する。

- ① 本サービス開始日が1日の場合…当該月の翌月
- ② 本サービス開始日が2日以降の場合…当該月の翌々月

また、2年目以降に関しては、1年目と同じ月に請求するものとする。

3 当社は、本料金の改定等を実施する場合、事前にお客さまに連絡するものとする。

4 お客さまの都合により、有効期間満了前に本サービスの全部を終了させる場合、本契約上の残存期間に相当する本料金 (本サービス開始日の属する月を含む契約月数の月割り計算で算定し、1月に満たない場合は切り上げとする。) から一般GHPメンテナンスサービス相当分を除いた金額の50％を (1月に満たない場合は切り上げとする。)、お客さまは当社に精算金として一括して支払う。

本料金のうち一般GHPメンテナンスサービス相当分については、お客さまは、解約されるまでの期間に相当する料金を月割りで負担するものとし (1月に満たない場合は切り上げとする。)、既に一括で支払い済みの際は、請求額を超えた金額を当社がお客さまに払い戻す。なお、払い戻し金額に利息は付かない。

また、本サービス終了の理由が、本施設におけるご使用者の事業中止、または撤退による場合は、お客さまは当社に対する精算金の支払いを免れるものとする。ただし、居抜き (本設備付きの売買または賃借) での事業中止、撤退となる場合は、その後の入居者の本サービスの取扱い難きに協力いただいた場合に限る。

5 本設備の一部を撤去するなど、有効期間満了前に本サービスの一部を終了させた場合の本サービス料金の取扱いは、撤去した本設備の能力の合計に応じて、前項に定めた内容を準用する (本項は、本設備の一部撤去を主に想定し、前項の料金の支払い免除部分は準用しない。)

6 当社は、次の方を料金のお支払い者として料金を請求する。

- ① 申込書の「料金のお支払者」欄に「記名がある場合は「料金のお支払者」宛に料金を請求する。
- ② 上記の欄に記名がない場合は「お記名さま」宛に料金を請求する。

(免責事項)

第8条 次の場合、当社は本サービスの履行責務を免れるものとし、それによりお客さまがいかなる損害を被った場合も、当社は一切の責任を負わない。

- ① お客さまが料金の支払いを遅延した場合
- ② 補修部品の保有期限超過後の欠品や部品調達先の倒産等により、本サービスの実施が不可能